

第14章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 証券会社等関係

I 内閣府令・事務ガイドライン改正及び監督指針策定の主な状況

1. 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令

証券会社が自己資本規制比率を算出する際、証券取引清算機関との間の取引や銀行等への預金に係る取引先リスクの計測が適切になされるよう、平成17年5月1日、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令について改正を行った。具体的には以下のような規定を改正した。

- ① 取引先リスクの算定対象となる取引から、日々の値洗いによるマージンコールを必要としている証券取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係るものを除くこととした。
- ② 取引先リスクの算定対象である資産から除外できる預金は、預金保険制度の保護対象となっているものに限ることとした。
- ③ 取引先リスクの算定においては、証券取引清算機関を金融機関等のうち指定格付を付与されたものとみなすこととした。

2. 事務ガイドライン

16年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律(16年法律第97号)」に盛り込まれた項目の施行(16年12月1日)に伴い、銀行等の登録金融機関による証券仲介業務を解禁するに際し、必要な弊害防止措置を講じるため、登録金融機関に対する規制を整備する等の内閣府令の改正を行い、これに併せ、改正が必要となった事項につき、16年12月1日、事務ガイドラインの改正を行った。具体的には以下のような事項にかかる規定を盛り込んだ。(資料14-1-1参照)

- ① 証券仲介業務に従事する者と融資業務に従事する者との間での非公開である融資等情報接受の禁止等の規定
- ② 証券業協会に加入していない登録金融機関の体制整備の規定
- ③ 優越的地位の濫用と利益相反等の弊害の防止の規定

3. 監督指針

(1) 証券会社向けの監督指針の策定(資料14-1-2参照)

これまで金融行政は、10年の金融システム改革法によるセーフティネットの整備、証券会社の専門規制の撤廃などの制度設計に併せ、ルールに基づく事後チェック型行政を徹底してきており、投資者の自己選択と投資者保護を根底に置いた金融機関の自助努力を促進する行政を進めてきている。

現在の証券会社の業務形態をみると、いわゆるインターネット専業会社、自己売買に特化する会社、証券業以外の業務が主たる会社、国際業務を幅広く展

開する会社など、多種多様となっているが、このように多様化している証券会社に対しても、監督上の対応を的確に行うことが求められている。

このような状況の下、日常の監督事務を遂行するため、証券会社の監督行政はどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、証券会社の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となることから、これらについて着眼点を加えることとし、17年5月に証券会社向けの総合的な監督指針（案）を公表し、パブリックコメントに付したところである（本監督指針は、同年7月15日に策定・公表された）。

（2）金融先物取引業者向けの総合的な監督指針の策定（資料14-1-3参照）

金融先物取引業者監督の目的は、国民経済の適切な運営及び委託者等の保護に資するため、金融先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保することにより、取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にすることにある。

この目的を実現するため、金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性に鑑み、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引並びに一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ及び代理を金融先物取引に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制度の整備、金融先物取引業者に対する自己資本規制の導入その他の適正化等所要の措置を講ずるため、16年12月に金融先物取引法の改正が行われたところである。

このような経緯を踏まえ、日常の監督事務を通じた金融先物取引業者の経営状況や内部管理の状況などを把握することを目的として、金融先物取引業者の監督行政はどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的な考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理し、17年6月24日に金融先物取引業者向けの総合的な監督指針を策定・公表し、17年7月1日より適用することとした。

II 証券会社等の概況

1. 証券会社の数の推移（資料14-1-4参照）

（1）国内証券会社

国内証券会社は、16年7月以降、他業態による証券会社の設立など新規参入が行われており、10社が新規に登録を受けている。

一方、証券業界からの退出は合併3社、営業譲渡等1社の計4社である。

この結果、17年6月末現在における国内証券会社数は231社となっている。

また、この中には金融システム改革以降、最近の規制緩和等を踏まえ、デリバティブ、投資信託など特定の商品の販売に重点を置いたり、インターネット

取引業務、M&A業務など特定業務に特化するなど、様々な特色のある証券会社が見られる。

※17年6月末現在の国内証券会社一覧は資料14-1-5参照

新規参入証券会社

証券会社名	登録年月日
ラッセル・インベストメント証券	16年7月30日
アルストラ・キャピタル・マネジメント・ジャパン証券	16年9月21日
アイ・キャピタル証券分割準備（現 アイ・キャピタル証券）	16年10月8日
海洋証券	16年11月18日
FBS証券準備（現 フィデリティ証券）	16年12月3日
マン・インベストメンツ証券	16年12月3日
ミスター証券	17年3月14日
ファンドネット証券	17年3月25日
IBS証券	17年4月26日
ガートモア証券投資顧問	17年6月10日

合併した証券会社

合併証券会社名	新証券会社名	合併日
センチュリー証券（存続会社） —アクセス証券	センチュリー証券	16年7月20日
イー・トレード証券（存続会社） —フィデス証券	イー・トレード証券	17年4月1日
日興ビーンズ証券（存続会社） —マネックス証券	マネックス・ビーンズ証券	17年5月1日

分割により営業の全部を承継させた証券会社

承継させた国内証券	会社承継した証券会社	分割日
アイ・キャピタル証券	アイ・キャピタル証券分割準備 （現 アイ・キャピタル証券）	16年11月10日

(2) 外国証券会社

外国証券会社は、16年6月末40社であったが同年7月以降、3社が新規に登録を受けている。

また、同年同月以降、本国の経営戦略の見直し等による廃業により3社が撤退等したことから、17年6月末現在における外国証券会社数は40社となっている。

※ 17年6月末現在の外国証券会社一覧は資料14-1-6参照

新規参入外国証券会社

外国証券会社名	登録年月日
マッコリー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	16年7月16日
カントリーワイド・キャピタルマーケット・アジア・リミテッド	17年4月1日
GFI Securities Limited	17年5月13日

日本より撤退した外国証券会社

外国証券会社名	廃業年月日
アイエヌジー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	16年7月31日
フィデリティ・ブローカレッジ・サービスズ・(ジャパン)・エル・エル・シー (フィデリティ証券会社)	16年12月30日
コメルツ・セキュリティーズ・ジャパン・カンパニー・リミテッド	17年3月31日

2. 金融機関の証券仲介業務の解禁 (資料14-1-7参照)

16年12月1日より解禁された金融機関の証券仲介業務については、17年6月1日現在で79金融機関が業務を開始している。

なお、16年4月1日より施行された証券仲介業制度については、17年6月末現在における証券仲介業者数は330者となっている。

※ 17年6月末現在の証券仲介業者一覧は資料14-1-8参照

3. 国内証券会社の16年度決算概要 (資料14-1-9、資料14-1-10参照)

(1) 経常損益

16年度における東京証券取引所(第一部、第二部)の一日平均売買代金が1兆3,000億円を超えるなど株式市況が活況だったことを背景に、委託手数料が増加(前期比7%増)した一方、日経平均株価が全般的に小幅な値動きだったこと等によりトレーディング損益が減少(前期比14%減)したことから、営業収益は、国内証券会社229社の合計で2兆5,377億円(前期比6%増)となった。

一方、販売費・一般管理費については、若干増加し1兆7,881億円(前期比10%増)となり、この結果、経常損益は、6,125億円(前期比8%減)となった。

(2) 当期純損益

株式市況の活況を受けて投資有価証券評価減が減少したこと等により、特別

損失は 243 億円（前期 558 億円）となり、当期純損益については、3,919 億円（前期 4,330 億円）と 2 期連続の黒字計上となったが、前期と比較して減益であった。

Ⅲ 証券会社等に対する行政処分

証券会社等に対する行政処分については、証券取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

16 年 7 月以降の証券会社に対する行政処分の状況については、検査局及び証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、17 社（国内証券会社 14 社、外国証券会社 2 社、登録金融機関 1 社）に対し行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、実勢を反映しない作為的相場形成、取引一任勘定取引契約の締結等となっている。

Ⅳ 顧客資産の分別保管の徹底及び投資者保護基金について

1. 投資者保護基金について（資料 14-1-11 参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（17 年 6 月末時点 272 社、基金規模 486 億円）。

2. 山一証券に対する資金の貸付けに係る債権の譲受けについて

16 年 10 月 29 日、金融庁長官及び財務大臣は、山一証券（11 年 6 月 2 日破産宣告）の最終配当が確定し、清算業務もほぼ完了する予定であることから、日本投資者保護基金に対し、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 43 条第 2 項の規定に基づき、山一証券株式会社に対して行われた資金の貸付けに係る債権の譲受けを要請した。

これを受け、日本投資者保護基金において、日銀特融債権の譲受けについて検討を行い、同基金が一切の業務及び財産を承継していた寄託証券補償基金が顧客預り資産の確実な返還を行う役割を担っていたことなどを踏まえて、山一証券に対する日銀特融債権のうち、顧客資産の返還に必要とされたと判断される 18 億 8,200 万円を譲り受けることを、16 年 11 月 25 日に開催された同基金の臨時総会

で決議し、当該債権の譲受けを行った。

3. 振替社債等の分別保管義務に関する整理について

証券会社が破綻等した場合、分別保管義務違反による補償については投資者保護基金、振替社債等の誤記載等による補償については加入者保護信託という投資家保護制度が存在している。これまでは、分別保管義務が券面のある有価証券についてのみの概念であり、誤記載等が振替社債等についてのみの概念であったことから、投資者保護基金と加入者保護信託は、それぞれ券面のある有価証券と振替社債等を対象とする投資家保護制度として独立して存在していた。

しかし、16年6月9日に株式等決済合理化法（同年法律第88号）が制定され、主要な有価証券の全てがペーパーレス化の対象となったことを受けて、これまでの整理を再度検討した結果、分別保管義務は券面の存在にかかわらず重要であり、振替社債等についても当然に分別保管の適用がなされるべきとの整理がなされた。

これを踏まえ16年の通常国会において、証券取引法等の一部を改正する法律（同年法律第97号）が制定され、分別保管義務の対象を振替社債等にまで広げるための所要の改正を行った。同法のうち当該改正部分は、同年12月1日から施行され、振替社債等についても分別保管義務が適用され、投資者保護基金の補償対象債権となった。具体的には振替社債等は投資者保護基金の補償対象債権であるものの、振替社債等に係る補償対象債権が、投資者保護基金と加入者保護信託の両方の補償対象債権に該当する場合は、加入者保護信託が支払いを行うこととし、原則として投資者保護基金は支払を行わないことにした。ただし、加入者保護信託が支払うべき金額に対して信託財産の金額が不足するとき（社債等の振替に関する法律第60条第5項に該当）は、同項の規定により減額された支払額について投資者保護基金が支払うこととした。

第2節 投信・投資顧問

I 不動産投信参入の現状

平成12年11月30日の投信法改正により、不動産を含めた幅広い資産に投資することが可能となったが、これを受け、主として不動産や不動産関連商品を投資対象とする投資信託委託業者は32社となった。

また、これらの社が運用を行う登録投資法人は26法人となった。

II 説明責任の充実・強化

14年8月6日発表の証券市場の改革促進プログラムを踏まえ、運用結果の顧客への説明責任の徹底等について投資信託協会に検討を要請した。これを受けて投資信託協会では同年12月25日に「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を発表し、運用の目標となる指標と実際の運用結果の乖離をグラフ等を用いてわかりやすく説明することや運用状況に関する問い合わせ先の名称、電話番号の記載を行うこと等について協会ルールで義務付け、運用報告書の充実を図ることとした。

また、営業報告書において運用方針の決定の過程や運用体制の管理の状況等について添付書類として提出することが義務付けられ、さらに公衆縦覧に供する等の内閣府令等の改正を行った。

III 投資信託委託業者等の概況

1. 投資信託委託業者等の推移

(1) 投資信託委託業者数（資料14-2-1参照）

投資信託委託業者数については、免許制から認可制への移行に伴い、認可基準の見直し・投資対象の拡大や不動産、商社等新規分野からの参入により、この1年（16年7月から17年6月）については急激に増加している。

この1年、16社に対して認可を行い、一方で委託業者の合併により2社の減少となった。

この結果、17年6月末現在の投資信託委託業者数は102社（証券系6社、銀・生損保系22社、外資系37社、不動産系12社、その他系13社、独立系12社）となった。

※17年6月末現在の投資信託委託業者数一覧は資料14-2-2参照

新規参入投資信託委託業者

投資信託委託業者名	認可年月日
ありがとう投信(株)	16年7月20日
シービー・アールイー・レジデンス・マネジメント(株)	16年9月17日
阪急リート投信(株)	16年11月4日
ジャパン・シングルレジデンス・アセットマネジメント(株)	16年12月20日
スターツアセットマネジメント投信(株)	16年12月20日
三井物産レジステイクス・パートナーズ(株)	17年2月17日
プロスペクト・レジデンス・アドバイザーズ(株)	17年3月4日
FCリート・アドバイザーズ(株)	17年3月4日
(株)アセット・リアルティ・マネジャーズ	17年3月4日
(株)ジョイント・キャピタル・パートナーズ	17年4月18日
モリモト・アセットマネジメント(株)	17年4月18日
ケネディクス・リート・マネジメント(株)	17年4月18日
(株)ダヴィンチ・セレクト	17年6月10日
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート(株)	17年6月10日
トップリート・アセットマネジメント(株)	17年6月28日
エルシーピー・リート・アドバイザーズ(株)	17年6月28日

合併した投資信託委託業者

合併投資信託委託業者	新投資信託委託業者	合併年月日
エスジー・山一アセットマネジメント(株) (存続会社) ー リそなアセットマネジメント(株)	ソシエテジェネラル アセットマネジメント (株)	16年8月1日
東京三菱投信投資 顧問(株) (存続会社) ー 三菱信アセット マネジメント(株)	三菱投信(株)	16年10月1日

(2) 投資顧問業者数 (資料14-2-3参照)

① 投資顧問業者の登録数

16年4月から17年3月末までに170社の登録が行われる一方で、63社が廃業等により登録抹消された。

② 投資一任業者数

16年4月から17年3月末までに10社に認可が行われる一方で、8社が投資一任業務を廃止(合併によるものを含む)した。

この結果、17年3月末現在の投資一任業者数は133社となった。

新規参入投資一任業者

投資一任業者名	認可年月日
AIG インベストメントマネジメント投資顧問(株)	16年6月21日
ヒューミント投資顧問(株)	16年6月21日
大和証券(株)	16年7月20日
三井アセット信託銀行(株)	16年8月13日
三菱信託銀行(株)	16年8月13日
りそな信託銀行(株)	16年8月13日
住友信託銀行(株)	16年10月22日
モルガン信託銀行(株)	16年10月22日
みずほ信託銀行(株)	16年10月22日
新光証券(株)	16年12月3日

投資一任業務を廃止した投資一任業者

投資一任業者名	抹消年月日
りそなアセットマネジメント(株)	16年4月7日
リックス投信投資顧問(株)	16年4月14日
ぎふしん投資顧問(株)	16年4月14日
日動火災投資顧問(株)	16年4月16日
パークレイズ・グローバル・インベスターズ(株)	16年4月20日
クレディ・リゾネ・アセット・マネジメント投信(株)	16年5月25日
三菱信アセットマネジメント(株)	16年10月29日
エイビーケー・ジャパン・リミテッド	17年3月31日

2. 運用資産の推移

(1) 投資信託（資料14-2-4参照）

投資信託については、純資産残高は17年6月末で公募投信45兆769億円、
私募投信18兆9,461億円となっている。

(2) 投資一任契約（資料14-2-5参照）

投資一任契約については、契約資産残高は17年3月末で7,969億円と過去最高となった。